

「二重投稿」に対する公益社団法人日本心理学会の方針（2014.10.1）

このお知らせは、公益社団法人日本心理学会の機関誌“心理学研究”および“Japanese Psychological Research”に関して、投稿された論文とよく似た論文や発表が見出された場合、どの範囲がいわゆる「二重投稿」に当たるかについて、本学会としての方針を示したものです。以下に本学会としての立場、用語の定義を示すとともに、簡単な問答集を用意しましたので是非ご覧ください。

【日本心理学会としての立場】

二重投稿は、現在多くの学術的団体において非倫理的行為とされています。本学会でも、二重投稿を認めない立場をとっています。しかしその一方で、何を二重投稿とするのかについての判断基準には様々なものがあります。また、二重投稿の問題は検索技術の進歩、レポジトリ化による公開、業績重視による論文の水増し・余剰出版¹など最近の様々な技術的・社会的変化と連動して起こっており、過去には問題とならなかったケースが問題視されるようになってきています。本学会では投稿基準に関する小委員会を設けてこの問題を検討し、次のような定義で二重投稿を捉えています。

二重投稿：同一の(または極めて類似した)内容の学術的著作物²が同一の著者によって、複数回にわたり継時的に一つ以上の学術刊行物³あるいは一般刊行物⁴へ投稿された場合、これを二重投稿と呼びます。二重投稿にはいくつものケースがあります。代表的な例として、「ほぼ同一の内容の原稿を複数の刊行物へ同時に投稿した場合」が考えられますが、他にも「ほぼ同一の内容もしくは本来は一つであるべき内容を小さく分割しての継時的に投稿した場合(いわゆるサラミ出版)」も二重投稿にあたりと考えます。上述の「同一の著者」とは、過去の学術的著作物²が複数の著者によって公刊されている場合には、そこに含まれる同一の一人以上の著者も含みます。

【用語の定義】

- 1. 余剰出版**：既に出版された著作物と本質的に重複する内容の著作物を、さらに出版することを指します。これは活字媒体に限らず、電子媒体での掲載も含みます。
- 2. 学術的著作物**：学術関連文書⁵、学術刊行物³及び一般刊行物⁴に掲載された学術に関わる著作物で、個別の著作物(論文、記事、報告)、あるいはそれらを集めた刊行物そのものを学術的著作物と呼びます。
- 3. 学術刊行物**：一般に言われる学術誌並びに学術書を指します。これらは誰もが望めば手

に入れることができるという性質と、学術的であることを何らかの形で担保されているという性質を持っています。前者は配布が限定されておらず、一般的な検索によって当該学術刊行物を入手・閲覧が可能であること、後者は編集委員会等の機関による査読システムが存在していることなどが判断の基準です。

4. 一般刊行物：一般的に流通しているすべての雑誌や著書を指します。

5. 学術関連文書：教育，研究場面において，その運営にかかわる際に必要となる文書をいいます。具体的には卒業論文，修士論文，博士論文などの審査対象となる文書，学内や小規模の研究会といった研究組織内のみに回覧されるワーキングペーパー，テクニカルレポートなどの論文にならない以前の文書，学会での字数がごく短く限られている大会発表要旨などの大会の運営に不可欠な文書，科学研究費などの適正に補助金の使用や業務がなされているかを判断するための報告書がこれにあたります。

ただし，明確に定義できないケースも考えられますので，ご不明の際は編集委員会へお問い合わせください。

[問答]

1) 問： 国際学会での発表がその学会が発行する大会の記録集に掲載されました。これは学術関連文書⁵としての学術的著作物²ですか，それとも学術刊行物³としての学術的著作物²ですか。

答： もしもその記録が，字数がごく短く限られている大会発表要旨などの大会の運営に不可欠なものと常識的に判断されるものであれば学術関連文書⁵でしょう。本学会の年次大会論文集に掲載される要旨はこれにあたります。一方，十分な紙面を与えられ，ほとんど学術論文と変わらない構成と内容であれば，学術刊行物³と考えられます。ただし，その記録の配布が限定的で，一般的な検索によっては入手や閲覧が不可能であり，またその収録に当たって編集委員会等の機関による査読システムが存在していないならば，学術刊行物³の要件を満たしていない可能性があります。こうしたカテゴリーが明確でないグレーゾーンに当たる著作物については，関連する著作物を新たに投稿する際に，あらかじめ投稿先に問い合わせることを強くお勧めします。

2) 問： 科学研究費補助金などの申請に用いられた計画書や報告書と同じ内容を，投稿論文にそのまま載せました。これは二重投稿に当たりますか。

答：当たらないでしょう。補助金の申請に用いられた計画書や報告書は学術関連文書⁵と考えられます。

3) 問：学術誌 A に載せたレビュー論文が学術誌 B の編集長の目に留まり、その読者に読ませたいとの依頼がありました。二重投稿という観点からはどのような問題がありますか。

答：ほとんど同じ内容のもの掲載という点からは、まず著作権の問題が発生します。したがって学術誌 A の編集責任者(著作権者)の了解を取ることが必要となります。また学術誌 B の編集責任者は同じ内容のものを求めているということから、二重投稿の問題はこちらでは発生しないように思われますが、掲載する論文中にはそれがすでに学術誌 A で発表されたものと同様、あるいは発展させたものであることを何らかの形で明示しておく必要があるでしょう。